鳥取県立学校管理規則の一部改正について

鳥取県立学校管理規則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

令和4年3月19日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

◇鳥取県立学校管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

新たな休業日の導入及び休暇取得の促進に係る校長の裁量権拡大のため所要の改定を行う

・学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条に規定する「家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日(体験的学習活動等休業日)」を規定する。

2 規則案の概要

(1) 休業日について次のとおり改める。

「家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日(体験的学習活動等休業日)」 を規定するとともに当該休業日の日数を既に規定する夏季休業日及び冬季休業日の総日数に含めることに 改める。

(2) 施行期日は、令和4年4月1日とする。

鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

 $(1)\sim(3)$ 略

- (4) 夏季休業日及び冬季休業日 校長があらかじ め教育長に届け出た日 (総日数は第6号の規定に より届け出た体験的学習活動等休業日の日数を含 め57日以内とする。)
- (5) 略
- (6) 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第 29条第1項に規定する体験的学習活動等休業日 校長があらかじめ教育長に届け出た日

(7) 略

 $2\sim4$ 略

項第1号から第6号までに掲げる休業日又は第2項 若しくは前項の規定による休業日を臨時に変更する ことができる。この場合において、変更後の休業日 の総日数は、変更前の休業日の総日数を超えてはな らない。

6 略

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

 $(1)\sim(3)$ 略

- (4) 夏季休業日及び冬季休業日 校長があらかじ め教育長に届け出た日 (総日数は57日以内とす る。)
- (5) 略

(6) 略

 $2\sim4$ 略

- 5 校長は、教育上必要があると認めたときは、第1 5 校長は、教育上必要があると認めたときは、第1 項第1号から第5号までに掲げる休業日又は第2項 若しくは前項の規定による休業日を臨時に変更する ことができる。この場合において、変更後の休業日 の総日数は、変更前の休業日の総日数を超えてはな らない。
 - 6 略

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。